

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準） 第五条（略） 2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第十條第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海岸（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）としや断されている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることにより当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域としや断した上で排出することとする。この場合において、当該埋立場所等から海洋に流出し、又は浸出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられている余水吐きから流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合しているものを含まないものとする。 一 三（略） 四 廃棄物処理令別表第三の三第一号、第二号、第八号から第二十二号まで、第二十四号及び第三十三号に掲げる物質並びにダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二條第一項に規定するダイオキシン類をいう。）を含む水底土砂（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。） 五（略） 3（略） 別表第一（第一条の二関係） 一 X類物質等 イ X類物質 (1) (12) (略) (13) エトキシ化タローアミン（濃度が九十五重量パーセン	（埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準） 第五条（略） 2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第十條第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海岸（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）としや断されている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることにより当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域としや断した上で排出することとする。この場合において、当該埋立場所等から海洋に流出し、又は浸出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられている余水吐きから流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合しているものを含まないものとする。 一 三（略） 四 廃棄物処理令別表第三の三第一号、第二号、第八号から第二十二号まで及び第二十四号に掲げる物質並びにダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二條第一項に規定するダイオキシン類をいう。）を含む水底土砂（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。） 五（略） 3（略） 別表第一（第一条の二関係） 一 X類物質等 イ X類物質 (1) (12) (略)

トを超えるものに限る。)

(14) エトキシ化プロポキシアルキルアミン(アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に限る。)

(15) (略)

(41) (略)

(64)(42)(63) フタル酸ジアルキル(アルキル基の炭素数が七から十三までのもの(フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物(フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物並びにフタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物を除く。))に限る。)

(72) (略)

(77) メチルターシャリペンチルエーテル

(78)(74)(73)(65) (略)

(79) 燐酸アルキルアリール(燐酸ジフェニルトリルの含有率が四十重量パーセントを超えるものであつて、オルト異性体が○・○二重量パーセント未満のものに限る。)

(80) (略)

(81)(79) 法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物のうち環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定するもの

ニ・ロ・ハ (略)

イ(81)を除く。)、ロ又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びにイ(81)を除く。)、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ、第三号イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二(第十六号を除く。))に掲げる物質から成る混合物及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物(イ(81)に掲げる油性混合物を除き、同号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油とイ(81)を除く。)、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ、第三号イ、ロ若しくはハ又は別表(第十六号を除く。))に掲げる物質との混合物に限る。))であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値以上であるもの

ホ (略)

ニ・ロ・ハ (略)

イ、ロ又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びにイ、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ、第三号イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二(第十号を除く。))に掲げる物質から成る混合物及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物(同号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油とイ、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ、第三号イ、ロ若しくはハ又は別表(第十号を除く。))に掲げる物質との混合物に限る。))であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値以上であるもの

(77)(78) (略)

(76)(72)(75) 燐酸アルキルアリール(燐酸ジフェニルトリルの含有率が四十重量パーセント以上であつて、オルト異性体が○・○二重量パーセント以下のものに限る。)

(64)(71) (略)

(63)(41)(40)(13)(39) ターシャリメチルペンチルエーテル

(62) (略)

(64)(42)(63) フタル酸ジアルキル(アルキル基の炭素数が七から十三までのもの(フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物(フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物を除く。))に限る。)

二 Y 類物質等
イ Y 類物質

(191) (183) (182) (178) (181) (190) (略)	臭化ナトリウム溶液（濃度が五十重量パーセント未満のものに限る。）
(218) (192) (217) (略)	ジシクロペンタジエン及びジシクロペンタジエン二量体の混合物（ジシクロペンタジエンの濃度が八十一重量
(177) (26) (25) (108) (7) (104) (103) (63) (102) (略)	塩化アルミニウム及び塩酸の混合物
(124) (略)	オクタメチルシクロテトラシロキサン
(176) (略)	ギ酸セシウム溶液
(177) (26) (25) (108) (7) (104) (103) (63) (102) (略)	シクロペンテン、一・三・三・ペンタジエン及びそれらの異性体の混合物（一・三・三・ペンタジエンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）
(182) (178) (181) (略)	直鎖脂肪族アルコール（炭素数が八以上のもの及びその混合物に限る。）
(191) (183) (182) (178) (181) (190) (略)	臭化ナトリウム溶液（濃度が五十重量パーセント未満のものに限る。）
(218) (192) (217) (略)	ジシクロペンタジエン及びジシクロペンタジエン二量体の混合物（ジシクロペンタジエンの濃度が八十一重量
(45) (39) (44) (略)	アルキルトルエン（アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。）
(46) (略)	アルキルトルエンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）
(47) (略)	アルキルトルエンスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）
(48) (略)	アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）
(62) (49) (61) (略)	アルケン酸ポリヒドロキシアルキルエステルのほう酸塩
(102) (略)	塩化アルミニウム及び塩酸の混合物
(124) (略)	オクタメチルシクロテトラシロキサン
(176) (略)	ギ酸セシウム溶液
(177) (26) (25) (108) (7) (104) (103) (63) (102) (略)	シクロペンテン、一・三・三・ペンタジエン及びそれらの異性体の混合物（一・三・三・ペンタジエンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）
(182) (178) (181) (略)	直鎖脂肪族アルコール（炭素数が八以上のもの及びその混合物に限る。）
(191) (183) (182) (178) (181) (190) (略)	臭化ナトリウム溶液（濃度が五十重量パーセント未満のものに限る。）
(218) (192) (217) (略)	ジシクロペンタジエン及びジシクロペンタジエン二量体の混合物（ジシクロペンタジエンの濃度が八十一重量

二 Y 類物質等
イ Y 類物質

(181) (206) (略)	の混合物に限る。）
(173) (180) (略)	直鎖脂肪族アルコール（炭素数が八から十八までのもの及びその混合物に限る。）
(172) (168) (171) (略)	の混合物に限る。）
(117) (167) (略)	の混合物に限る。）
(100) (116) (略)	の混合物に限る。）
(97) (99) (略)	の混合物に限る。）
(57) (96) (略)	の混合物に限る。）
(44) (56) (略)	の混合物に限る。）
(38) (43) (略)	長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）
(37) (19) (36) (略)	の混合物に限る。）

表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値の範囲内であるもの

三 イ 乙類物質等

(12)	(1)	(11)	(略)	アルキルアリアルスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
(21)	(13)	(20)	(略)	ニエチルブタンジニトリル及び二メチルグルタロニトリルの混合物（ニエチルブタンジニトリルの濃度が十二重量パーセント以下のものに限る。）
(22)	(24)	(略)	(略)	が十二重量パーセント以下のものに限る。）
(25)	(略)	(略)	(略)	塩化アンモニウム溶液（濃度が二十五重量パーセント未満のものに限る。）
(26)	(略)	(略)	(略)	塩化カリウム溶液（濃度が二十六重量パーセント以上のものに限る。）
(36)	(27)	(35)	(略)	ぎ酸の混合物（ぎ酸ナトリウムの含有量が二十五重量パーセント以下であつて、プロピオン酸の含有量が十八重量パーセント以下のものに限る。）
(53)	(37)	(52)	(略)	酢酸ナトリウム、しゅう酸ナトリウム及びリグニン（木材から生成するものに限る。）の混合物
(74)	(54)	(73)	(略)	二・二ジメチルプロパンー一・三ージオール及びその溶液
(75)	(78)	(略)	(略)	の溶液
(122)	(79)	(121)	(略)	ポリエチレングリコールメチルブテニルエーテル（分子量が千を超えるもの及びその混合物に限る。）
(151)	(150)	(123)	(略)	リグニンスルホン酸マグネシウム塩溶液
(151)	(160)	(略)	(略)	ロ・ハ（略）
ニ	イ、ロ又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びに第一号イ（(81)を除く。）、ロ若しくはハ、前号イ、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質から成る混合物（別表第一の二に掲げる物質のみから成るもの			

乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値の範囲内であるもの

三 イ 乙類物質等

(12)	(1)	(11)	(略)	長鎖アルキルアリアルスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
(13)	(20)	(略)	(略)	
(24)	(21)	(23)	(略)	塩化カリウム溶液
(34)	(49)	(略)	(略)	
(50)	(69)	(略)	(略)	二・二ジメチルプロパンー一・三ージオール
(70)	(71)	(74)	(略)	炭酸カルシウム
(76)	(75)	(119)	(略)	
(146)	(155)	(145)	(略)	ロ・ハ（略）
ニ	イ、ロ又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びに第一号イ、ロ若しくはハ、前号イ、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質のみから成る混合物（別表第一の二に掲げる物質のみから成るものを除く。）及び			

のを除く。)及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物(第一号イ⁽⁸¹⁾に掲げる油性混合物を除き、同条第二号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油と第一号イ⁽⁸¹⁾を除く。)、ロ若しくはハ、前号イ、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質との混合物に限る。)であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値未満であるもの

備考 (略)

別表第一の二(第一条の三関係)

- 一 塩化カリウム溶液(濃度が二十六重量パーセント未満のものに限る。)
 - 二 オレンジ果汁
 - 三・四 (略)
 - 五 グリセリンエトキシラート
 - 六・九 (略)
 - 十 炭酸カルシウム
 - 十一 炭酸水素ナトリウム溶液(濃度が十重量パーセント未満のものに限る。)
 - 十二 (略)
 - 十三 二酸化けい素
 - 十四・二十一 (略)
- 備考 (略)

び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物(同号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油と第一号イ、ロ若しくはハ、前号イ、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質との混合物に限る。))であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値未満であるもの

備考 (略)

別表第一の二(第一条の三関係)

- 一・二 (略)
 - 三・六 (略)
 - 七 (略)
 - 八・十五 (略)
- 備考 (略)